

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第2期・防災公園） 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下、「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）（以下、「本事業」という。）の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）について公表します。

2025 年 4 月 25 日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県（以下、「県」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業（以下、「PFI 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月閣議決定、その後の改正を含む。以下、「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表、その後の改正を含む。）、「愛知県 PFI 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号、その後の改訂を含む。）等に基づき、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業
(第2期・防災公園)
実施方針

2025年4月
(2025年5月27日修正版)
愛知県

目次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法に関する事項	9
2 事業者の募集及び選定に関する事項	10
(1) 事業者の募集及び選定方法	10
(2) 選定の手順及びスケジュール	10
(3) 応募手続き等	10
(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件	12
(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	16
(6) 契約に関する基本的な考え方	17
(7) 提出書類の取扱い	18
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	20
(1) リスク分担の考え方	20
(2) 要求する性能等	20
(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項	20
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	20
4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
(1) 立地条件に関する事項	22
(2) 対象施設の建設及び運営・維持管理に関する事項	23
(3) 土地に関する事項	23
(4) 関係法令に関する事項	24
5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	25
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	25
(2) 管轄裁判所の指定	25
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
(1) 基本的な考え方	26
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	26
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	27
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	27
(3) その他の支援に関する事項	27
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
(1) 情報提供	28
(2) 県議会の議決	28
(3) 入札に伴う費用の負担	28

(4) 使用言語及び通貨.....	28
(5) 問合せ先	28

用語集

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】： 本事業を PFI 事業として事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいいます。
- 【事業者】： 本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいいます。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】： 応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】： 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】： 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】： 応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【代表企業】： 応募グループにより応募する場合に構成員の中から定める、応募手続を行う企業をいいます。
- 【資格審査通過者】： 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【委員会】： 落札者の決定に当たり県が設置する、学識経験者等で構成する愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）PFI 事業者選定委員会をいいます。
- 【落札者】： 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、特定事業契約の締結を予定する者として県が決定した入札参加者をいいます。
- 【計画地】： 愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）計画上の計画地をいいます（図表 4-1 参照）。
- 【入札説明書等】： 入札公告の際に県が公表する書類一式をいいます。具体的には入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等をいいます。
- 【事業提案書】： 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいいます。
- 【特許権等】： 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【Web ページ】： 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室 Web ページをいいます。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第2期・防災公園）

イ 事業に供される公共施設の種類

愛知県基幹的広域防災拠点施設（防災公園）

ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

エ 事業目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点を整備することは急務となっています。

また、県・名古屋市は、全県一貫した消防教育を行う消防学校を共同設置し、防災教育体制の強化を図るとともに、県内全域の消防力の向上を目指しています。

これらのことから、愛知県基幹的広域防災拠点（以下「防災拠点」という。）は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と防災公園として広く県民の利用を図るものとします。

さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体（行政機関、企業、地域団体、ボランティア団体、教育・研究機関等）と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを支援する場としても活用し、防災の先進地を目指します。

本事業では、防災拠点のうち、第2期として防災公園の整備・運営を実施することを目的としており、本事業を通じて、県民・企業、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現します。そのため、防災公園の整備・運営手法として、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的としてPFIを導入することとし、施設の設計・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、カーボンニュートラルへの対応やSDGs

(持続可能な開発目標)を達成するものとします。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

県は、本事業を実施するに当たり、前述の事業目的、整備方針等を踏まえ、将来の運営・維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求めます。

そこで、防災公園の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案のもとに整備対象施設の設計、建設(屋内運動施設及び公園管理事務所に限る)を行った後、県に施設の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営、維持管理及び任意事業を行う方式(BTO(Build Transfer Operate)方式)により実施します。なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとします。

(イ) 対象施設

本事業の対象地は計画地(4(1)に記載する計画地をいう。)全体とし、対象施設は、以下の施設で構成される防災公園施設とします。

なお、対象施設のうち、屋内運動施設及び公園管理事務所の建設は事業者が行い、それ以外の施設の建設は、事業者の設計をもとに、県が造園・土木工事として別途直接発注します。全ての対象施設の運営・維持管理は事業者が行います。

また、公園管理事務所は、屋内運動施設と合築とする提案も可とします。

a 防災公園エリア(西側)

- ・ 屋内運動施設
- ・ 広場(人工芝)
- ・ ふれあい広場(人工芝)
- ・ 広場(全天候型舗装)
- ・ 駐車場
- ・ 園路

b 防災公園エリア(東側)

- ・ 公園管理事務所(屋内運動施設と合築とする提案も可)
- ・ 多目的広場(1)
- ・ 多目的広場(2)
- ・ 芝生広場
- ・ 駐車場
- ・ 園路

c 神明公園エリア

- ・ イベントゾーン
- ・ プレイロット
- ・ 駐車場
- ・ 園路

(ウ) 事業範囲

本事業は、以下に示す a 特定事業及び b 任意事業により構成される業務を対象とします。(図表 1－1「本事業の概要」参照)

a 特定事業

特定事業は次に定める業務とします。なお、(d) 運営業務は、平常運用時と拠点運用時で業務内容が異なります。対象施設は、平常運用時は防災公園として運動施設等の他、イベント開催、防災ビジネス等に活用し、拠点運用時は自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、供給に必要な物資ターミナルとして運用を行います。南海トラフ地震等の大規模な災害発生直後は、県が防災拠点として使用できるよう、遅滞なく拠点運用時モードへの切り替えを行えるよう支援することとします。対象施設の平常運用時における施設運営の分担は、図表 1－2「本事業の運営主体の概要」のとおりです。詳細は入札説明書等公表時に示します。

(a) 統括マネジメント業務

- ・ 統括管理業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ コストマネジメント業務

(b) 設計及び建設業務

i 設計業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務及びその関連業務

ii 建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）

- ・ 建設業務及びその関連業務（県が直接発注する造園・土木工事において、当該工事の仕様書等に規定される監督業務は県が実施するものとしします。）
- ・ 工事監理業務（本業務については屋内運動施設及び公園管理事務所に限らず、防災公園エリア（西側）、防災公園エリア（東側）、神明公園エリアとする。）

- ・ 什器・備品調達・設置業務
- ・ 各種申請等
- ・ 完成後業務

(c) 開園準備業務

- ・ 利用規約案策定業務
- ・ 運営・維持管理業務の準備業務
- ・ 予約方法整備・管理業務
- ・ 料金の収受業務
- ・ 広報業務
- ・ 災害時等対応マニュアル作成業務
- ・ 開園式典及び内覧会等の支援業務
- ・ 開園準備中の維持管理業務
- ・ 行政等への協力業務

(d) 運営業務

- ・ 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ・ 利用料金の収受及び還付業務
- ・ 施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務
- ・ 広報業務
- ・ 駐車場運営業務
- ・ スポーツ等各種イベントやその他の運営業務
- ・ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ・ 拠点運用時の施設維持管理運営支援業務
- ・ 災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
- ・ 事業期間終了時の引継業務

(e) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 公園保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 什器・備品保守管理業務
- ・ 衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

(f) 県が行う以下の業務との調整・協力

- ・ 埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査を含む。）
- ・ 造成工事（擁壁工事を含む。）
- ・ 大山川洪水調節池の建設工事
- ・ アクセス道路（県道）建設工事
- ・ 消防学校の設計・建設工事等
- ・ 防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事を含む。）
- ・ 消防学校での防災イベント等
- ・ 次世代高度情報通信ネットワーク整備
- ・ 愛知県行政情報通信ネットワーク整備

(g) 豊山町が行う以下の業務との調整・協力

- ・ アクセス道路（町道）建設工事
- ・ 賑わい施設・避難所（アリーナ）等の設計・建設工事等
- ・ 神明公園維持管理業務
- ・ イベント等

b 任意事業

応募者又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む）及び事業者と連携する企業は、計画地において、都市公園法第2条第2項の政令で定める施設等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、関係法令及び県との協議を踏まえたうえで、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができます。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しません。

任意事業のために使用する設備は、拠点運用時に迅速な移動撤去等が可能な建築物、公園施設、工作物及び車両等としますが、防災拠点の機能を阻害しない事業であれば、県との検討協議のうえ、常設等も可能です。ただし、愛知県都市公園条例・豊山町都市公園条例等に基づき公園施設設置許可等が必要となることについて留意することとします。

図表 1-1 本事業の概要

項 目	統括マネジメント				任意事業
	設計・建設	開園準備	運営	維持管理	
PFI 特定事業範囲	○（建設は、屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）				—
契 約	特定事業契約				別途任意の事業協定書
事業主体	事業者				※ 1
期 間	2026 年 7 月～2029 年 9 月		2029 年 10 月～2049 年 9 月		
サービス購入料	○				—
利用料金収入	—	○	—	○	○
共通目的	・拠点運用時は基幹的広域防災拠点として、平常運用時は運動施設等として広く県民の利用を図り、イベントの開催や防災ビジネスなど地域の賑わいを創出します。サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現するとともに、再生可能エネルギーの導入等により、カーボンニュートラルへの対応や SDGs（持続可能な開発目標）を達成します。 ・本事業を通じて、県民・企業、運営にあたる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現します。				
個別目的	・大規模災害時に県内約 130 箇所の防災活動拠点の後方支援を行う基幹的広域防災拠点としての機能を持つ施設の実現 ・利用者が訪れてみたくなる魅力的な公園施設の実現	・施設の整備後速やかに運営・維持管理業務に移行できるように業務を実施	・拠点運用時には基幹的広域防災拠点として求められる機能の提供 ・平常運用時には県民の健康づくりや文化交流等、誰もが安全、快適に利用できるサービスの提供	・所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用	・本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果を創出
業務内容	・設計業務 ・建設業務 ※ 3	開園準備業務	運営業務	維持管理業務	任意事業の企画・実施
目標値評価基準	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書 ※ 2

※ 1）応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む。）、事業者と連携する企業

※ 2）任意事業については、事業者の提案を基に別途水準を設定します。

※ 3）建設業務は屋内運動施設及び公園管理事務所に限ります。

図表 1-2 本事業の運営主体の概要

対象施設		平常運用時		拠点運用時	
		県	事業者	県	事業者
防災公園	屋内運動施設・公園管理事務所		○	○	※4、5
	多目的広場（１）、（２）		○	○	
	芝生広場・イベントゾーン等		○	○	
	駐車場		○	○	

※4) 拠点運用時の初動点検については、計画地内の建築物、公園施設、設備、外構施設を対象とします。また、事業者は、建物被害の発生を確認した場合は、速やかに県への報告を行い、県の指示により、応急復旧対応を行います。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

※5) 拠点運用時の維持管理業務については、計画地内の建築物、公園施設、設備、外構施設を対象とし、事業者は、原則維持管理業務を継続することとします。また、可能な範囲で県の指示のもと、障害物撤去及び放置車両への所有者への移動要請等、運営の支援を行います。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

カ 事業期間

事業期間は、対象施設の設計・建設期間が2026年7月から2029年9月までの3年3ヶ月間、運営・維持管理期間が2029年10月から2049年9月の20年間とします。事業期間は、特定事業契約に定める事由に該当することで延長することができるものとします。

キ 事業スケジュール（予定）

年月日（予定）	内 容
2026年4月頃	基本協定の締結
2026年7月頃	特定事業契約の締結
2026年7月～2029年9月	設計・建設期間（施設の引渡し 2029年9月末）
2029年10月	施設の供用開始
2029年10月～2049年9月	運営・維持管理期間（20年）

ク 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりです。

事業者は（ア）及び（イ）の算出根拠を示すものとします。詳細については、入札説明書等公表時に示します。

（ア） サービス購入料について

県は、事業者が1（１）オ（ウ）aに示す事業を行う対価として、次に掲げるサービス購入料を支払います。なお、サービス購入料全体の上限額は約73億円を想定し

ています。

a 設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費等（開園準備費含む。）相当額（以下、「設計・建設費等」という。）として、特定事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払います。

なお、整備対象施設のうち、屋内運動施設及び公園管理事務所以外の施設の建設業務は、造園・土木工事として県が予算を確保したうえで別途直接発注するため、当該造園・土木工事費については、設計・建設費に係るサービス購入料には含まれません。

b 運営・維持管理に係るサービス購入料

県は、本事業における運営・維持管理費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約に定める手続に従い支払います。

なお、光熱水費については、サービス購入料に含めるものとします。

（イ） 任意事業の費用について

応募企業又は応募グループの構成員、これらが出資する会社（事業者を含む。）、事業者と連携する企業は、自らの責任及び費用負担において、任意の事業として、特定事業に連携した業務を行うことができることを想定しています。

（ウ） 大規模修繕及び県による追加投資

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物、公園施設及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定ですが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者との協議のうえで大規模修繕を実施することがあります。

修繕に関しては、日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議のうえ実施します。

なお、対象となる建築物、公園施設、設備、什器・備品、外構施設等の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとします。

ケ 物価変動への対応

物価変動があった場合における取扱いにかかる詳細は、特定事業契約書（案）において示します。

コ 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、PFI 法等を踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間が実施することにより、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性、事業の収益性等を勘案したうえで、本事業の特定事業を PFI 法に基づく特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

(ア) 公共負担の定量的評価

本事業を県自らが実施する場合の財政負担額と PFI で実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し、比較することにより評価します。

(イ) 定性的評価

本事業を PFI で実施する場合で、本施設の設計、建設及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価します。

ウ 特定事業の選定結果の公表

PFI 法に基づく特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、2025 年 7 月（予定）に Web ページにおいて公表します。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表します。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

詳細については、入札説明書等公表時において示します。

年月（予定）	内 容
2025 年 7 月	入札公告、入札説明書等の公表
2025 年 7 月	入札説明書等に関する説明会、質問の受付
2025 年 8 月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2025 年 8 月	参加表明書の受付、参加資格の確認
2025 年 9 月	資格審査結果の通知
2025 年 9 月・10 月	入札説明書等に関する個別対話（1 回目） 入札説明書等に関する個別対話（2 回目）
2025 年 11 月	個別対話に関する回答の公表
2025 年 12 月	事業提案書の締め切り
2026 年 2 月	落札者の決定及び公表
2026 年 4 月	基本協定の締結
2026 年 5 月	事業者との特定事業仮契約の締結
2026 年 7 月	事業者との特定事業契約の締結

(3) 応募手続き等

ア 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

2025 年 4 月 25 日（金）から 2025 年 5 月 16 日（金）正午までの間、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室において、実施方針に関する質問及び意見等を受付けます。

質問及び意見等の提出方法、書式等については、様式 1 を参照してください。質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれのあるものを除き、2025 年 5 月 27 日（火）に Web ページにおいて回答する予定であり、個別の回答は行わないものとします（ただし、質問者名は公表しません。）。また、提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがあります。

イ 実施方針の変更

実施方針の公表後における応募者の質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。なお、変更を行った場合には、Web ページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

ウ 特定事業の選定の公表

県は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施すべきか否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

エ 入札公告、入札説明書等の公表

県は、特定事業の選定を行った場合、入札公告を行い、入札説明書等を公表します。

オ 入札説明書等に関する説明会・質問の受付

本事業に対する応募者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時において示します。

カ 現地説明会

現地説明会については、開催しません。

キ 入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室において受付けます。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定です。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等公表時において示します。

ク 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。

また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

ケ 入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定しています。

なお、詳細については、入札説明書等公表時において示します。

コ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示します。

サ 入札の取り止め等

県が公正に入札を執行できないと認める場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期若しくは取り止めることがあります。

(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件

ア 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる(ア)～(ク)の要件を満たすこととします。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる(ア)～(ク)の要件を満たすこととします。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとします。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業を定めるとともに明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととします。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- (エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者（次に掲げる a 又は b のいずれかに該当する者をいう。（キ）において同じ。）でないこと。
- a 当該法人又はその子会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式を有し、又は出資している者が存在しない場合は他の株式を有し、又は出資している者より特に抜きん出て株式を有し、又は出資している者）
- b 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人については、次に示すとおりです。
- ・三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 - ・EY 新日本有限責任監査法人
 - ・西村あさひ法律事務所
 - ・株式会社佐藤総合計画
- (キ) 2（5）アの委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (ク) 入札参加を希望する者の間に、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係が

ないこと。なお、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

a 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除きます。

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が、再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除きます。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち本施設の設計・工事監理、建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の該当する要件を満たすこととします。

(ア) 設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこととします。なお、設計業務は、原則、事業提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、県と協議の上、変更することができるものとします。この場合、事業提案書提出時に提出した図面等は変更できないものとします。

- a 当該業務に着手する前までに、当該年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿(以下、「入札参加資格者名簿」という。)に登録されていることとします。

ただし、名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとします。この場合、入札参加資格審査の受付をもって登録されたものとみなします。

- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築

士事務所の登録を行っていることとします。

- c 構造設計一級建築士の資格を有している者を配置することとします。
- d 次の①から③のいずれかに該当することとします。
 - ① 技術士（総合技術管理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を有している者を配置すること。
 - ② 国土交通省登録技術者資格（都市公園等－計画・調査・設計）を有している者を配置すること。
 - ③ 資格保有者と同等の能力と経験を有する技術者であり、10 年以上の同種・類似業務の実務経験（登録前を含む）を有している者を配置すること。

（イ）建設業務にあたる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととします。

- a 当該業務に着手する前までにおいて、入札参加資格者名簿に登録されていることとします。

ただし、名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとします。この場合、入札参加資格審査の受付をもって登録されたものとみなします。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていることとします。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成員又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業のいずれかが当該許可を受けていることとします。
- c 愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、建築工事業については 1,200 点以上、電気工事業については 880 点以上、管工事業については 880 点以上であることとします。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも 1 者が分担する業務について、当該要件を満たしていることとします。
- d 元請けとして、平成 22 年度以降、延べ面積 3,000 ㎡以上の体育館、アリーナ又は展示場の建設工事の実績を有することとします。

（ウ）運営・維持管理業務にあたる企業の要件

次の要件を全て満たすこととします。

- a 参加表明書受付時において令和 6 年度及び令和 7 年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の大分類「03.役務の提供等」、中分類「01.建物等各種施設管理」に登録されていることとします。

ただし、名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入

札参加資格審査の申請を行うものとします。なお、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなします。

- b 元請けとして、平成 22 年度以降、体育館、アリーナ、展示場又は公園施設の運營業務又は維持管理業務のいずれかを受託した実績があることとします。なお、応募グループにおいては、グループの構成員が実績を有することとします。

ウ 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から、落札者決定前までに上記（４）ア及びイの要件を欠くような事態が生じた場合は失格とすることがあります。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

（５）提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準については、入札説明書等公表時において示します。また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行います。

イ 委員会の構成

県が設置する委員会の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の２段階で実施します。

（ア）資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は、入札説明書等で示した参加要件、資格要件についての確認審査を行います。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができるものとします。資格審査通過者は、入札書及び事業提案書を提出することとなります。なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の要求水準を満足していることの確認を行います。なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等公表時において示します。

エ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合は、その結果を入札参加者に通知するとともに Web ページにおいて公表します。なお、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時まで、上記 2 (4) イ及びウを欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがあります。ただし、代表企業以外の構成員が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成員の変更を認めることがあります。

オ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、基本協定の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがあります。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

県と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結します。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指します。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとします。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を、特定事業契約の仮契約締結前までに、愛知県内に設立するものとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとします。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとします。

なお、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

ウ 特定事業契約の締結

県と特別目的会社は、特定事業の実施に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結します。

（７）提出書類の取扱い

ア 著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属し、原則として、公表しません（愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づく開示を要する場合を除く。）。

なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、入札参加者が負担するものとします。

ウ その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、入札参加者において処理するものとし、

県は一切の責を負いません。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、対象施設の設計、建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

また拠点運用時には、特定事業契約書の定めに従い、原則として県が費用を負担することとしますが、拠点運用が想定を超えて長期化した場合には、県及び事業者が特定事業契約の合意解除も含めた必要な対応を協議の上、決定するものとします。

特定事業に係る予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等公表時において示します。

(2) 要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）、運営及び維持管理を行うものとします。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等公表時において示します。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従って責任を履行することとします。

なお、建設工事（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る）の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとし、詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については特定事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 設計に関するモニタリング

県は、事業者によって行われた設計が、特定事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、設計の内容が特定事業契約書に定めた要求水準に適合しない場合には、県は是正を求めることができるものとしします。

なお、(イ) から (ク) においても同様に、工事や業務等の内容が特定事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、修補又は改造、是正を求めることができるものとしします。

(イ) 建設に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとしします。また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとしします。

(ウ) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けることとしします。この際、県は、施設の状態が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか否かについて確認を行います。

(エ) 運営に関するモニタリング

県は、運営業務において、定期的にその実施状況を確認します。

(オ) 維持管理に関するモニタリング

県は、維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認します。

(カ) 任意事業に関するモニタリング

県は、任意事業において、定期的にその実施状況を確認します。

(キ) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県に報告するものとしします。

(ク) 会議体の設置

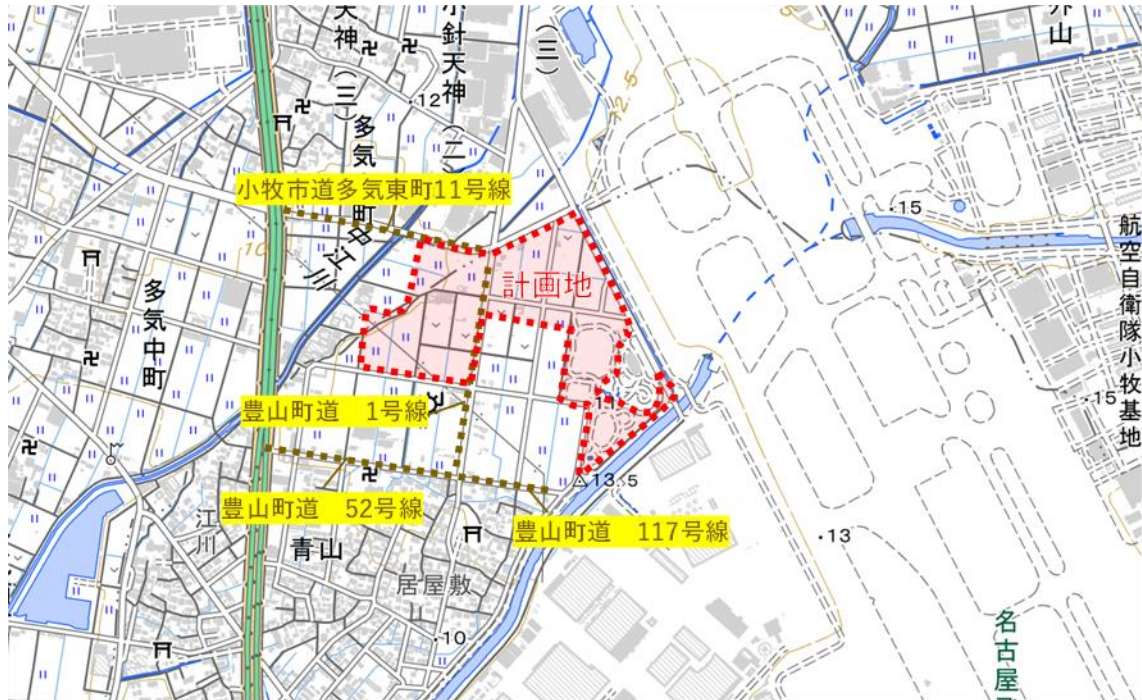
県は、モニタリングを行う上で意見を取り入れるため、豊山町と会議体を設置し、必要に応じ事業者の出席を求めることができるものとしします。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

計画地は、豊山町青山地区に位置する約 11.6ha の民有地、小牧市有地及び豊山町有地です。民有地は県が 2022 年度後半から用地取得に着手し、2025 年度内に契約完了、2026 年度内に県への引渡し完了を目指しております。詳細は、入札説明書等公表時において示します。計画地の立地条件等の概要は、図表 4-1 のとおりとします。

図表 4-1 計画地の立地条件等の概要



項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	愛知県防災公園敷地面積：約8.9ha（約89,000㎡） 神明公園のうち対象敷地面積：約2.7ha（約27,000㎡）
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
容積率/建蔽率	200%/60%
防災公園・神明公園の建蔽率等の上限	建蔽率 2 %（都市公園法第 4 条） 運動施設の建蔽率 10%（都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号） 運動施設においては、10%を限度として上記の都市公園法で定める建蔽率を超えることができる。 建蔽率は、愛知県防災公園及び神明公園（対象範囲外も含む。）それぞれの公園単位で上限内に収めること。

項目	概要
	運動施設の敷地面積 50%（都市公園法施行令第 8 条）
高圧線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っている。一般的に労働安全衛生規則等では、作業における電線との最小離隔距離が定められている。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC（無線標識設備）がある。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物の影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない。 詳細については入札説明書等において示す。
空港周辺における建築物等設置の制限	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある。このため、制限表面を超える高さの物件（建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む。）を設定することは航空法で禁止されている。
隣接地における整備	計画地に隣接し、愛知県が消防学校の整備を、豊山町が賑わい施設・避難所（アリーナ）等の整備を行う予定である。
その他	防災拠点北側（小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） 計画地南側（豊山町道 52 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）及び町道 117 号線、幅員 12m） 計画地中央（豊山町道 1 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道は、本事業の整備に合わせ工事を行う。県は供用開始までの間、事業者と協力する。

（２）対象施設の建設及び運営・維持管理に関する事項

本事業の対象施設等の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

（３）土地に関する事項

ア 神明公園における公園施設設置許可等

神明公園は豊山町が公園管理者となっています。県は神明公園の対象敷地について、「公園施設設置許可」を受けることを想定しています。許可に関する詳細及び使用料の負担等の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

イ 土地の引き渡し

特定事業契約締結後、県は用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する

計画をそれぞれ定め、県による用地取得等の進捗に応じて、事業者は、あらかじめ特定事業契約書に定めた計画の調整の枠組みに従って、2029 年度上半期完成に向けて業務を遂行することとします。各計画の調整の枠組み及び用地引渡しの遅延により当初完成予定日を超過した場合や事業者が増加費用が生じた場合における対応措置等については、入札説明書等公表時において示します。

（４）関係法令に関する事項

本事業の対象施設を建設するに当たり、必要な許可手続き等については、事業者が自らの責任と負担で行うことを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時において示します。

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとしします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、入札説明書等において示す特定事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができます。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとします。

イ 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができます。この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償するものとします。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、特定事業契約書の定めに従い、県及び事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととします。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

県は、特定事業契約に関する議案を基本協定締結後の直近に行われる県議会に提出する予定です。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とします。

(4) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限ります。

(5) 問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話（ダイヤルイン）052-954-7478

メールアドレス bosai-kyoten@pref.aichi.lg.jp

別紙1 リスク分担表(※1)

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
共通	入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用の負担に関するもの		○
	契約リスク	契約締結リスク	3	事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの		○
			4	県の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの	○	
		議会議決リスク	5	事業者の事由による議会の不承認に関するもの		○
			6	県の事由による議会の不承認に関するもの	○	
	社会リスク	周辺住民等への対応	7	防災公園の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
			8	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
		第三者賠償	9	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
			10	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		環境保全	11	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
	制度関連リスク	政策	12	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
		法制度	13	防災公園の整備・運営等に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
			14	任意事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		○
			15	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
		税制度	16	防災公園の整備・運営等に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に関するもの	○	
			17	任意事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に関するもの		○
			18	法人の利益にかかる税制度の変更に関するもの（法人税率等）		○

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
		許認可取得	19	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			20	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	マーケット リスク	資金調達	21	県による一般財源等の必要な資金の確保に関するもの	○	
			22	その他、事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
	不可抗力 リスク	不可抗力	23	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの ただし、事業者負担は保険の範囲内に限る	○	○
	債務不履行リスク		24	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○
25			県の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○		
設計	設計		26	県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの	○	
			27	事業者の提案内容、指示、判断の不備による設計変更に関するもの		○
	測量・調査		28	県が実施した測量、調査に関するもの	○	
			29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設※2)着工遅延		30	県の事由による建設※2)工事の着工遅延に関するもの	○	
			31	事業者の事由による建設※2)工事の着工遅延に関するもの		○
監理	費用増加		32	県の事由による監理業務の費用増大に関するもの	○	
建設 (※2)	用地リスク		33	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
			34	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲）		○
			35	県による用地引渡しが遅延した場合に関するもの	○	○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
	工事費増加	36	県の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		37	事業者の事由による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
		38	任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	39	県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		40	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価変動	41	建設(※2)期間中の物価変動に伴う工事費の増減によるもの	○	○
		42	建設(※2)期間中の物価変動に伴う任意事業の工事費の増減によるもの		○
運営・維持管理	計画変更	43	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
		44	事業者の事由による事業内容、用途の変更に関するもの		○
	事業リスク	45	防災公園の需要変動による事業収支の変動に関するもの	○	○
		46	任意事業の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
	利用者対応	47	事業者の設計・建設(※2)・運営・維持管理に起因する事故等の発生等に関するもの		○
	運営・維持管理費用	48	県の指示等、県の事由による防災公園の運営・維持管理費用の増大に関するもの	○	
		49	事業者の事由による運営・維持管理費用の増大に関するもの		○
	施設・設備・施設備品等損傷	50	事業者の設計・建設(※2)に起因するもの		○
		51	施設・設備の老朽化、劣化に対して適切な維持管理を行わなかったことに起因するもの		○
		52	維持管理業務の不備に起因するもの		○
		53	第三者の行為に起因するもの	○	○
	修繕	54	県が実施する防災公園の大規模修繕に関するもの	○	
		55	事業者の事由による修繕費の増減に関するもの		○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
	性能	56	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○
	情報流出	57	事業者の責めによる個人情報流出に関するもの		○
	物価変動	58	維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの	○	○
	拠点運用時の施設の損傷	59	拠点運用時となる大規模災害等起因する施設の損傷によるもの 拠点運用時における県、国、消防等の防災活動従事者の活動による施設の損傷	○	
事業終了	施設退去リスク	60	契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用に関するもの		○

※1 県によるリスク分担の詳細については、特定事業契約書（案）でお示しします。

※2 屋内運動施設及び公園管理事務所に限ります。